

当初設計書				設 計		精 算	
起工番号　：　8市(委)第10号				履行期間：　令和9年3月26日まで			
会計年度　：　令和　8　年度				単価世代：　令和08年09月01日　公共			
事業名　　：　共同ホール解体・跡地整備事業				諸経費率：　公共委託　令和07年10月			
業務名　　：　石橋文化センター共同ホール跡地基本計画業務							
設計部課名：　市民文化部文化振興課							
業務場所　：　久留米市　野中町　地内							
設 計 の 概 要	(当初設計)						
	基準点測量						
	4級基準点測量		N=	6点			
	現地測量						
	作業計画		N=	1式			
	現地測量		A=	0.92ha			
	交通量実態調査						
	交通量調査		N=	2地点			
	渋滞長調査		N=	1地点			
	基本計画						
	駐車場基本計画		N=	1式			
	園内道路基本計画		N=	1式			
	園路基本計画		N=	1式			
	交差点影響検討		N=	1式			
	3Dパース図作成		N=	1式			

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
測量業務						
直接測量費	1	式				
直接測量費(積上)	1	式				
基準点測量	1	式				
4級基準点測量 伐採なし 永久標識設置なし 市街地乙・平地	1	式				
現地測量	6	点			委 1 号	
現地測量(作業計画) S=1/500 作業量0.009km ² 市街地乙・平地	1	式				
現地測量 S=1/500 作業量0.009km ² 市街地乙・平地	1	式			委 2 号	
交通量実態調査	1	式			委 3 号	
調査準備	1	式				
交通量調査 2地点 12h 平日	1	業務			B 1 号	
渋滞長調査 1地点 12h 平日	1	式			B 2 号	
	1	式			B 3 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
集計整理	1	式			B 4 号	
照査	1	式			B 5 号	
報告書作成	1	式			B 6 号	
直接経費	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接測量費計	1	式				
測量諸経費	1	式				
業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
基本計画業務	1	式				
直接原価	1	式				
直接原価(積上)	1	式				
基本計画業務	1	式				
駐車場基本計画	1	式			B 7 号	
園内道路基本計画	1	式			B 8 号	
園路基本計画	1	式			B 9 号	
その他業務	1	式				
交差点影響検討	1	式			B 10 号	
3 D パース図作成	1	式			B 11 号	
打ち合わせ協議	1	式				
打合せ(土木設計業務) 中間打合せ 4回	1	業務			委 4 号	

業 務 委 託 料 内 訳 書						
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
直接経費	1	式				
旅費交通費(率計上分)	1	式				
電子成果品作成費(率計上分)	1	式				
直接原価計	1	式				
その他原価	1	式				
業務原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
設計業務価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				
合計						

石橋文化センター共同ホール跡地基本計画業務 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適 用

- 1.本特記仕様書には「石橋文化センター共同ホール跡地基本計画業務」に適用する。
- 2.本業務の履行にあたっては、本特記仕様書による他「福岡県県土整備部 令和7年10月 設計業務共通仕様書(以下、「共通仕様書」という)、その他関係仕方書及び監督職員の指示によるものとする。
- 3.本業務着手前に本特記仕様書を十分に理解し、監督職員と十分に打ち合わせを行い疑義が生じた場合は、監督職員の指示によらなければならない。

第2条 目 的

石橋文化センター共同ホール跡地を駐車場として整備する為、基本設計及び実施設計に向けた基本計画を策定することを目的とする。

第3条 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守しなければならない。

第4条 業務に関する一般事項

- 1) 業務遂行にあたっては、本仕様書にもとづき実施し、機密を厳守し又は転用してはならない。
- 2) 本業務作業期間中は、進行状況を随時報告するものとし、次の段階において、監督員と協議を行い、手戻りが生じないようにすること。
 - ①各々の作業が完了した場合。
 - ②業務内容に疑義が生じた場合。

第5条 定 義

発注者である久留米市を「甲」受注者を「乙」とする。

また、監督職員とは、甲が指定する本業務の久留米市担当職員をいう。

第6条 管理技術者、照査技術者及び技術者

(1) 管理技術者

- 1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- 2) 管理技術者は、業務履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに道路または都市及び地方計画とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を道路又は都市及び地方計画とするものに限る。）、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはシビルコンサルティングマネージャー（以下「RC CM」という。）（道路または都市計画及び地方計画）の登録を受けているものとし、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- 3) 受注者は、業務の進歩を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

(2) 照査技術者

照査技術者は、業務履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（選択科目を建設一般並びに道路または都市及び地方計画とするものに限る。）又は建設部門（選択科目を道路または都市及び地方計画とするものに限る。）、またはこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはRC CM（道路または都市計画及び地方計画）の登録を受けているものでなければならない。

なお、本業務において照査技術者は管理技術者を兼務できないものとする。

第7条 業務計画

業務請負者は契約後速やかに業務計画書を作成し、作業着手前に承諾を受けなければならない。

第8条 打ち合わせ協議

業務に関する打ち合わせは業務着手時、中間（4回）及び業務完了時の計6回以上行うものとし、併せて業務に関する打ち合わせ記録の作成を行うものとする。

第9条 疑義

業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議すること。

第10条 守秘義務

乙は業務過程で得られた資料及び成果品を甲の許可なく他に公表してはならない。

第2章 細 則

第11条 業務内容

1. 測量業務

(1) 基準点測量

4級基準点測量	6点
---------	----

(2) 現地測量

作業計画	1業務
------	-----

現地測量 (S=1/500、A=0.92 ha)	1式
--------------------------	----

(3) 交通量実態調査

国道322号現況交通量と図書館駐車場出入り状況及び市道E184号現況交通量を対象とする。

- ・交通量調査 (2地点 12h 平日)
- ・渋滞長調査 (1地点 12h 平日)

2. 設計業務

I. 基本計画業務

下記(1)～(3)の基本計画の検討に当たって、現地踏査に基づき計画条件に必要な現地状況を把握し、各計画対象地の周辺地形や土地利用との関係性及び計画上の問題点整理等の敷地分析を行う。また、各検討結果を基に基本計画図の作成、基本計画レベルでの概算工事費の算出、検討内容及び検討過程・決定事項等について報告書としてまとめるものとする。なお、設計図及び報告書についてそれぞれ相互の整合を確認するため、基本事項設定時・細部条件の設定時・報告書完成時において照査技術者が照査を行うものとする。

(1) 駐車場基本計画

- ・計画条件を整理した上で、駐車場の基本方針（駐車形態、車路幅員、レイアウト等）の検討と設定を行うものとする。
- ・来園者数資料等により必要駐車台数の設定を行うものとする。
- ・導入施設の検討と設定（駐車システム検討等）を行うものとする。

(2) 園内道路基本計画

- ・周辺道路や計画駐車場とのアクセス及び動線検討を行うものとする。
- ・計画幅員、縦横断計画等の検討及び設定を行うものとする。
- ・園内道路と周辺との取り合いについて施工性、景観性等に配慮し、検討する。

(3) 園路基本計画

- ・各種公園施設との動線の検討及び設定を行うものとする。
- ・計画幅員、縦横断計画等の検討と設定を行うものとする。

Ⅱ. その他設計業務

(1) 交差点影響検討

今回、共同ホール跡地を駐車場として整備することで、現況の図書館駐車場出入口である国道 322 号と共同ホール出入口である市道 E184 号における利用交通量の増加が見込まれる。本計画においては、この増加が国道 322 号及び市道 E184 号の交通量にどのような影響があるかを把握する必要がある、動線計画検討をする際の基礎資料として、交通量調査を実施する。

調査結果に基づき、出入口（交差点）影響を検討する。

(2) 3D パース図作成

基本計画図に基づき駐車場、園内道路、園路等計画する施設について完成形状をイメージできる 3D モデルを作成するものとする。

作成した 3D モデルを用い、任意の視点から完成予想図となる鳥瞰図を作成するものとする。

なお、作業に必要な点群データは発注者より提供するものとする。

第 12 条 成果品

- (1) 受注者は業務が完了したときは設計図書に示す業務報告書と共に提出し、検査を受けるものとする。
- (2) 受注者は、設計図書の定める場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
- (3) 成果品は以下の通りとする。

報告書(A4 版 パイプ式ファイル)	2 部
成果品データ CD (正副)	1 式

第 13 条 参考図書及び準拠すべき図書

下記に掲げる図書に準拠して行うものとする。これら以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受けなければならない。業務には最新図書を使用するものとする。

1. 駐車場設計・施工指針（日本道路協会）
2. 造園施工管理 技術編（日本緑地協会）
3. 道路構造令の解説と運用（日本道路協会）
4. 道路土工要綱（日本道路協会）
5. 舗装設計便覧（日本道路協会）
6. 舗装設計施工指針（日本道路協会）
7. 都市公園技術標準解説書（日本公園緑地協会）
8. 土木工事設計要領 共通編（九州地方整備局）
9. 土木工事設計要領 道路編（九州地方整備局）
10. 福岡県福祉のまちづくり条例手引き書（福岡県）
11. 久留米市公共測量作業規程（久留米市）

位置図



